
青森市たばこの健康被害防止対策ガイドライン



たばこの煙からあなたの大切な人を守ろう

青 森 市
(令和7年3月改訂版)

はじめに

たばこの煙は、数多くの化学物質や発がん性物質を含んでおり、がんや心臓病、脳卒中、歯周病などへの危険性を高めることが、多くの疫学研究により明らかとなっています。

また、受動喫煙は、喫煙者本人のみならず、周囲の人々にも大きな健康被害を与えており、たばこ対策を進めることが重要です。

世界保健機関（WHO）では、平成15年（2003年）5月の総会において、たばこの健康被害から次の世代を保護することを目的に、公衆衛生分野で初の多数国間国際条約である「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」を採択し、平成17年2月に発効しました。日本も平成16年5月に本条約に批准し、国際的な受動喫煙防止の取り組みに参画しました。

国内では、平成15年5月に施行された健康増進法において、学校や病院、官公庁施設、集合施設、その他多数の者が利用する施設の管理者に、受動喫煙を防止する対策を講じることが努力義務として規定されました。その後、「受動喫煙防止対策について」（平成22年2月25日付厚生労働省健康局長通知）の発出、平成30年7月には、健康増進法が一部改正され、望まない受動喫煙防止を図るため、特に、“未来ある子どもたちをたばこの煙から守る”ため、施設等の類型・場所ごとの対策などが定められました。

本市では、市民の健康を守る観点から平成24年3月に「青森市たばこの健康被害防止対策骨子」を策定しました。以降、平成25年4月から、先導的に、市役所及び市所管施設（一部施設を除く）の建物内全面禁煙を実現したほか、事業者や市民団体等多くの方々の賛同をいただきながら、ともにたばこの健康被害防止に向けて官民一体となって取り組んでいくための具体的行動指針として、平成25年12月「青森市たばこの健康被害防止対策ガイドライン」を作成しました。

このたび、平成25年12月に作成したガイドラインの基本的な考え方を踏まえつつ、令和2年4月に全面施行された改正健康増進法や令和5年3月施行の青森県受動喫煙防止条例への適合を図るなどの見直しを行い、改めて「青森市たばこの健康被害防止対策ガイドライン（令和7年3月改訂版）」としてまとめました。

多くの皆様に本ガイドラインを活用いただき、受動喫煙防止の必要性について理解を深め、健康で快適に過ごせるまちづくりを推進していきます。皆様のご協力をお願いいたします。

令和7年3月

青森市長 西 秀記

目 次

第1章 たばこの害と健康への悪影響

- (1) たばこの煙の三大有害物質 1
- (2) 副流煙と受動喫煙 1
- (3) 喫煙・受動喫煙による健康影響 2

第2章 青森市の現状

- (1) 健康の現状 5
- (2) 喫煙の現状 5

第3章 自分の健康を守るため、喫煙習慣を改善しましょう

- (1) 禁煙による健康改善効果 11
- (2) 禁煙にチャレンジしましょう 11

第4章 周囲の人の健康に配慮し、受動喫煙を防止しましょう

- (1) 受動喫煙をなくすための取組はマナーからルールへ 12
- (2) 改正健康増進法に基づく受動喫煙対策 13

第5章 市民、事業者、行政の役割と推進体制 18

(1) たばこの煙の三大有害物質

たばこの煙には、約5,300種類の化学物質が含まれており、これらの中には、ニコチンや一酸化炭素、タールなどの有害物質や、約70種類の発がん性物質も含まれています。

【三大有害物質】

ニコチン

たばこの依存性を引き起こす物質です。末梢血管を収縮させて血液の流れを悪くします。

一酸化炭素

酸素を運ぶ働きを妨げて、酸素不足を引き起こすため、運動能力を低下させたり、動脈硬化を促進します。

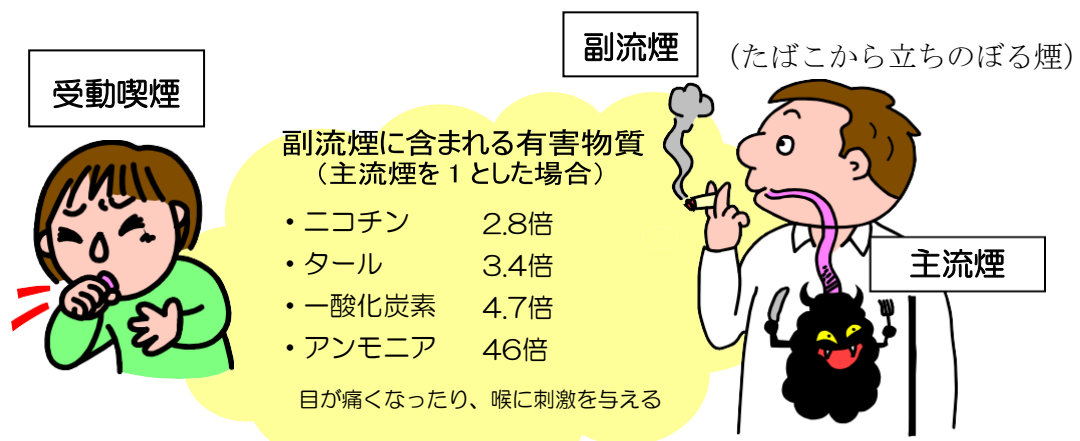
タール

たばこのやにの原因物質で、発がん性物質が多く含まれていて、様々ながんを発生しやすくします。

(2) 副流煙と受動喫煙

喫煙者が吸い込む煙を「主流煙」、火がついたたばこから立ちのぼる煙を「副流煙」といいます。たばこを吸わない人が、そばにいる人のたばこの煙（副流煙）を吸わされることを「受動喫煙」といいますが、副流煙には、喫煙者が吸う「主流煙」よりも、数倍から数十倍もの有害物質が含まれているため、周りの人の健康にも大きな影響を及ぼします。

たばこの煙に含まれる有害物質のほとんどが無臭であるため、気づかぬうちに受動喫煙となっている場合があるほか、たばこを吸い終わった後、喫煙者の吐く息にも、ニコチンやタールなどの粒子成分が残っていたり、一酸化炭素や窒素化合物等のガス状成分は、数時間は洋服等にも染み付いていることから、これらによっても受動喫煙が起きているとの指摘もあります。

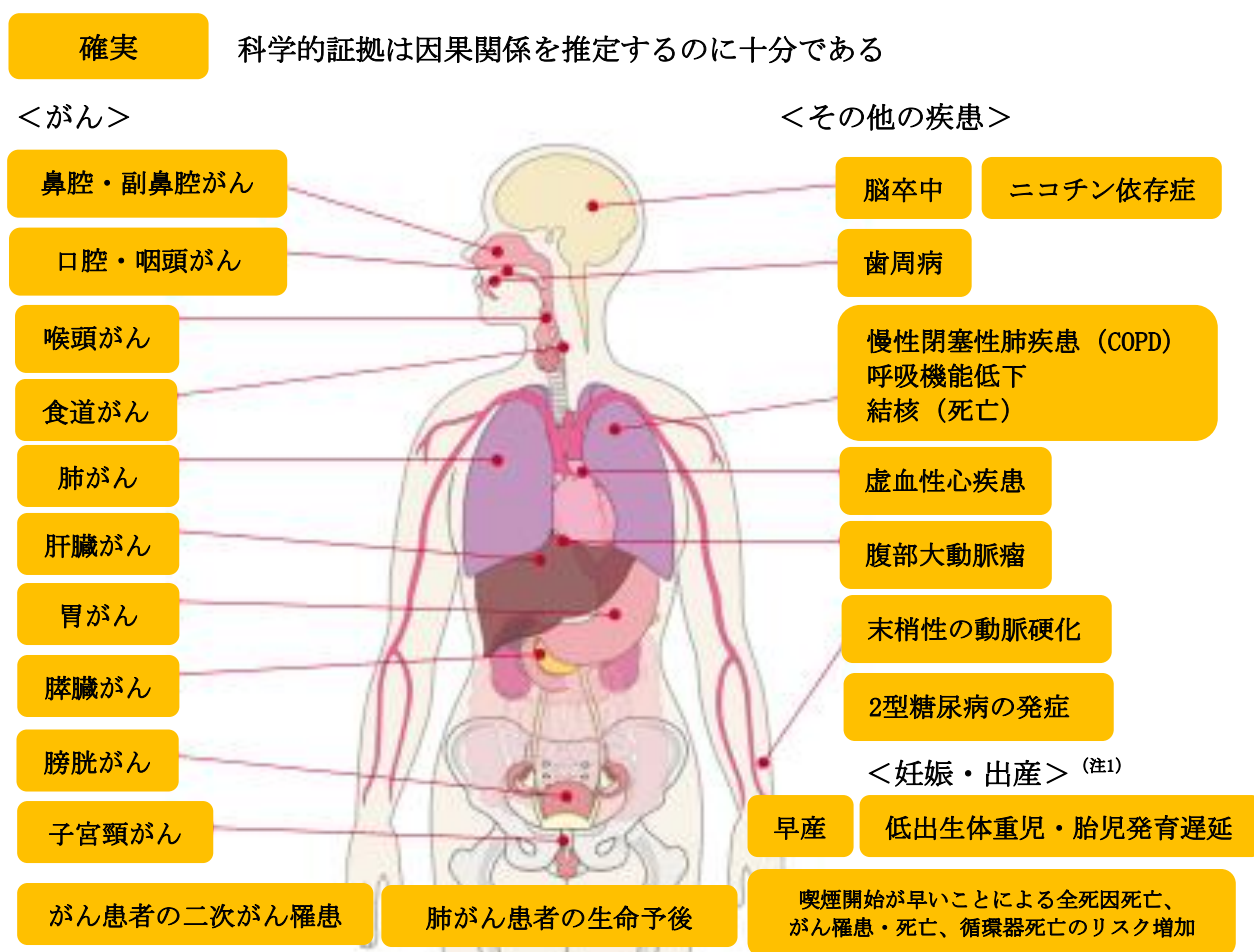


(3) 喫煙・受動喫煙による健康影響

下記は、2016年に厚生労働省から公表された「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」において、たばこの健康影響について、疫学研究などの科学的知見を系統的にレビューし、たばこと疾患等との因果関係を示した内容です。

① 喫煙者本人への健康影響

喫煙はがんをはじめ、脳卒中や虚血性心疾患などの循環器疾患、慢性閉塞性肺疾患（COPD）や結核などの呼吸器疾患、2型糖尿病、歯周病など、多くの病気と関係しており、予防できる最大の死亡原因であることがわかっています。



(注1) 妊婦の喫煙との関連

出典：厚生労働省 生活習慣病予防のための健康情報サイトe-ヘルスネット
「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」スライド集

【40歳以上の日本人のCOPDの有病率は8.6%、患者数は約530万人と推定（NICE studyによる）】

出典：厚生労働省健康日本21（第二次）最終評価報告書（令和4年10月公表）

COPD（慢性閉塞性肺疾患）とは、喫煙などの有害物質を吸い続けることで、肺が炎症を起こし壊れていく病気です。近年、増加の傾向にあり、患者数は潜在患者を含めると約530万人と推定されています。

主な症状は、「息切れがする」「咳や痰が続く」等ですが、症状が進むと、日常生活に支障をきたすほどの呼吸困難を引き起こす場合もあります。

症状がみられた場合は、早めに医療機関を受診しましょう。



② 受動喫煙による健康影響

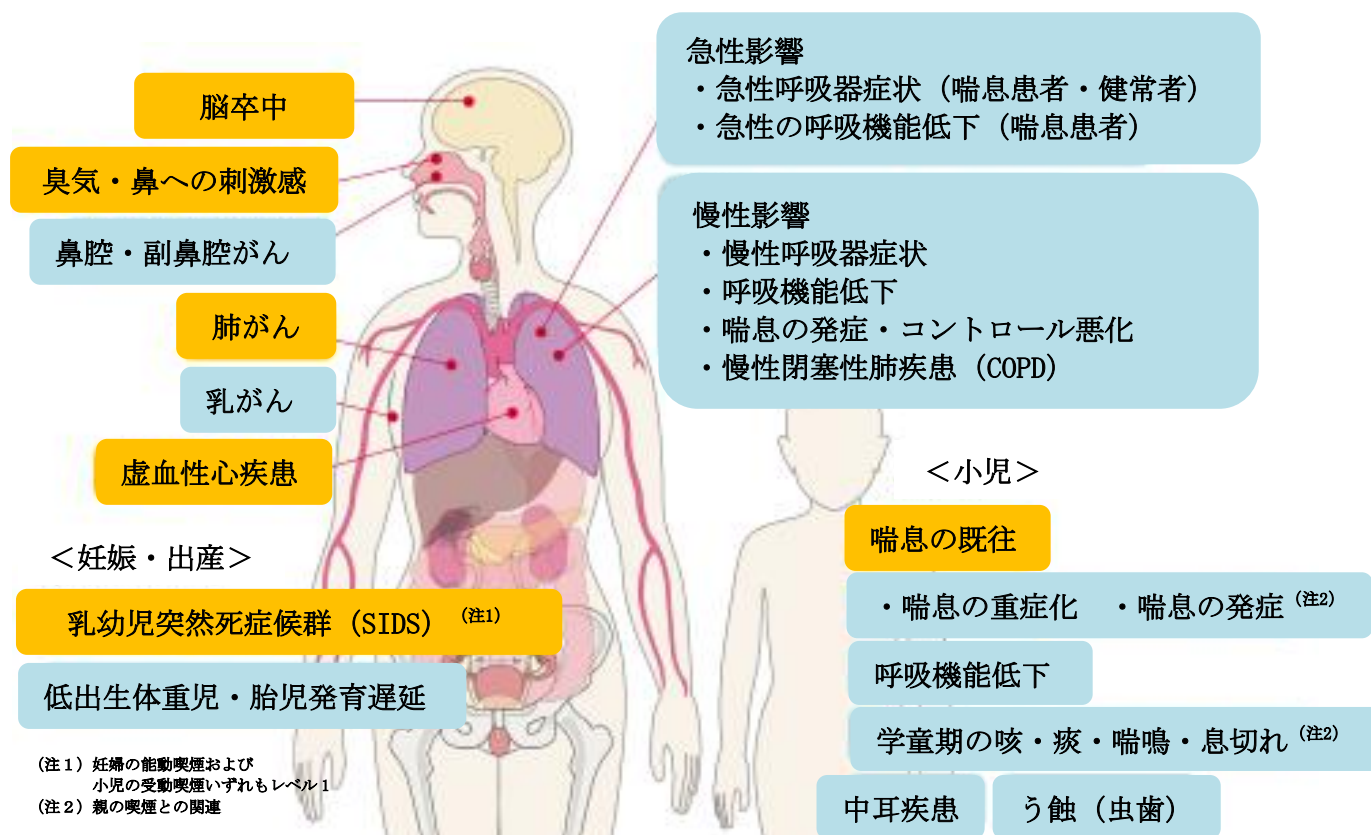
受動喫煙との関連が「確実」と判定された病気や症状として、脳卒中、虚血性心疾患、肺がん、乳幼児突然死症候群（SIDS）、不快な臭気、鼻への刺激、喘息の既往が報告されています。そのほか、受動喫煙との関連が「可能性あり」と判定された病気には、乳がん、低出生体重・胎児発育遅延、喘息の発症や重症化、慢性閉塞性肺疾患（COPD）などがあります。

確実

科学的証拠は因果関係を推定するのに十分である

可能性あり

科学的証拠は因果関係を示唆しているが十分ではない



出典：厚生労働省 生活習慣病予防のための健康情報サイトe-ヘルスネット

「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」スライド集

③ 女性の喫煙による妊娠出産などへの影響

女性の喫煙による妊娠出産への影響として、早産、低出生体重・胎児発育遅延などが挙げられます。また、生殖能力低下、子宮外妊娠、常位胎盤早期剥離、前置胎盤を引き起こす可能性が指摘されています。さらに、妊娠中においては、妊婦本人の喫煙（能動喫煙）だけでなく受動喫煙であっても、乳幼児突然死症候群（SIDS）の要因となることが確実視されています。

出典：厚生労働省 生活習慣病予防のための健康情報サイトe-ヘルスネット

④加熱式たばこ・電子たばこによる健康影響

○加熱式たばこ

加熱式たばことは、たばこ葉やその加工品を電氣的に加熱し、発生させたニコチンを吸入する製品の事です。化学成分を分析した結果からは、加熱式たばこの主流煙には、多くの種類の有害化学物質が含まれるものの、ニコチン以外の有害化学物質の量は少なかったと報告されています。しかし、販売開始からの年月が浅いため、長期使用に伴う健康影響は明らかになっていません。また、量が少ないとしても、たばこの煙にさらされることについては安全なレベルというものがなく、喫煙者と受動喫煙者の健康に悪影響を及ぼす可能性が否定できないと考えられています。

出典：厚生労働省 生活習慣病予防のための健康情報サイトe-ヘルスネット

厚生労働省「加熱式たばこにおける科学的知見」
・加熱式たばこ主流煙の成分 ・室内ニコチン濃度 等



○電子たばこ

電子たばことは、香料などを含む溶液を電氣的に加熱し、発生させたエアロゾル（蒸気）を吸入する製品の事です。日本ではニコチンを含むものは現在販売されていませんが、ニコチンの有無にかかわらず、電子たばこによっては、健康に影響を及ぼす可能性のあるホルムアルデヒド、アセトアルデヒドといった発がん性物質などを発生するものがあると報告されています。因果関係の有無を推定する科学的根拠はまだ不十分ですが、使用者本人にも周囲にも健康影響が生じうると考えられています。

出典：厚生労働省 生活習慣病予防のための健康情報サイトe-ヘルスネット

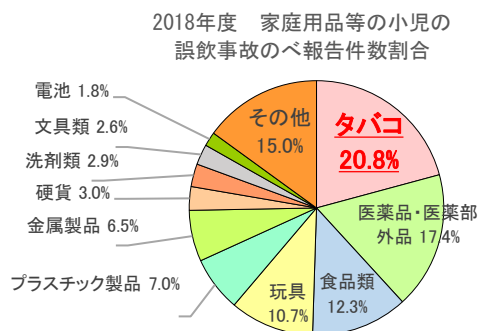
厚生労働省「電子たばこの注意喚起について」
・健康影響と使用上の注意 等



受動喫煙だけじゃない！たばこは危険

【小児の誤飲事故の主要原因の一つです！】

たばこは、家庭用品等に係る小児の誤飲事故の中で最も割合が多く、たった1本でも命の危険があります。また、吸い殻の入った灰皿や缶に入れた吸い殻も危険です。



出典：2018年度家庭用品に係る健康被害モニター報告（厚生労働省）

【大人が手に持ったたばこで、やけどの危険が！！】

大人がたばこを持つ手の高さは、歩いている子どもたちやベビーカーにいる赤ちゃんと同じ高さ。850～950℃の火が、やけどの危険にさらします。



第2章

青森市の現状

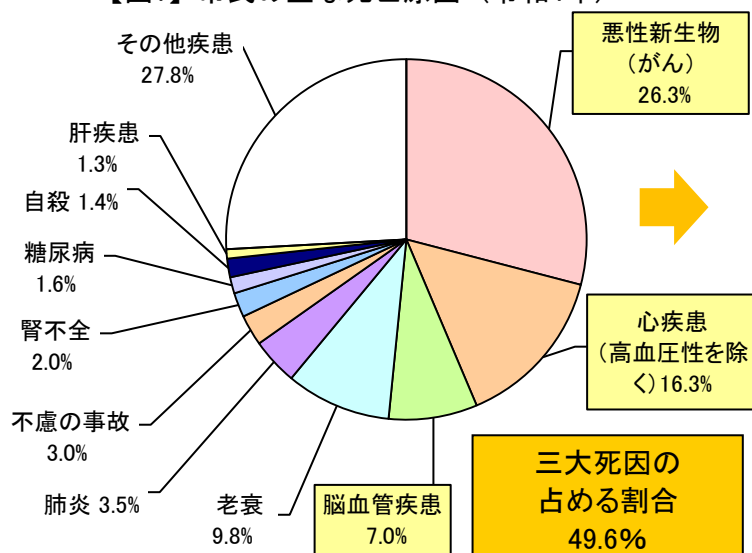
(1) 健康の現状

令和2年市区町村別生命表（厚生労働省公表）において、青森市の男性の平均寿命は79.9歳、女性は86.2歳でした。男性は青森県内1位に改善したものの、全国1,887市区町村中ワースト90位であり、女性はワースト31位でした。

この背景には、がん、心疾患、脳血管疾患の三大生活習慣病による死亡率が、全国よりも高い値で推移していることなどが関係しています。

市民の死亡の原因の約5割は、三大生活習慣病が占めており、このうち約4人に1人はがんで死亡しています。生活習慣病は、食生活、運動などの生活習慣が深く関係しており、喫煙習慣も大きな要因の一つとなっています。

【図1】市民の主な死亡原因（令和4年）



がんの部位別死亡順位

【男性】		【女性】	
1位	気管、気管支及び肺がん	1位	大腸がん
2位	大腸がん	2位	気管、気管支及び肺がん
3位	胃がん	3位	乳房がん
4位	膵臓がん	4位	胃がん
5位	肝及び肝内胆がん	5位	膵臓がん

出典：令和4年青森県保健統計年報

(2) 喫煙の現状

◆ 青森県の喫煙率は全国ワースト 2 位

令和元年の国民生活基礎調査による青森県の成人の喫煙率は22.1%で、全国ワースト2位となっています。男女別では、男性は34.4%で全国ワースト3位、女性は11.2%で全国ワースト2位となっており、以前に比べ減少傾向にあるものの、全国と比較すると、男女ともに喫煙率は高い状況にあります。

喫煙率ワースト県

国民生活 基礎調査年		平成 22 年(2010 年)		平成 25 年(2013 年)		平成 28 年(2016 年)		令和元年(2019 年)	
		都道府県	喫煙率(%)	都道府県	喫煙率(%)	都道府県	喫煙率(%)	都道府県	喫煙率(%)
ワースト 順位	1	北海道	24.8	北海道	27.6	北海道	24.7	北海道	22.6
	2	青森県	24.7	青森県	25.9	青森県	23.8	青森県 (※)	22.1
	3	福島県	23.0	福島県	25.1	岩手県	22.6	福島県	21.9
	4	宮城県	22.9	宮城県	24.1	福島県	22.4	佐賀県	21.2
	5	千葉県	22.8	福岡県	23.6	群馬県	22.0	宮城県	21.0
全国平均			21.2		21.6		19.8		18.3

出典：国民生活基礎調査（厚生労働省） ※男性 34.4%（全国ワースト3位） 女性 11.2%（全国ワースト2位）

◆ 青森市では、男性は約4人に1人、女性は約10人に1人が喫煙者

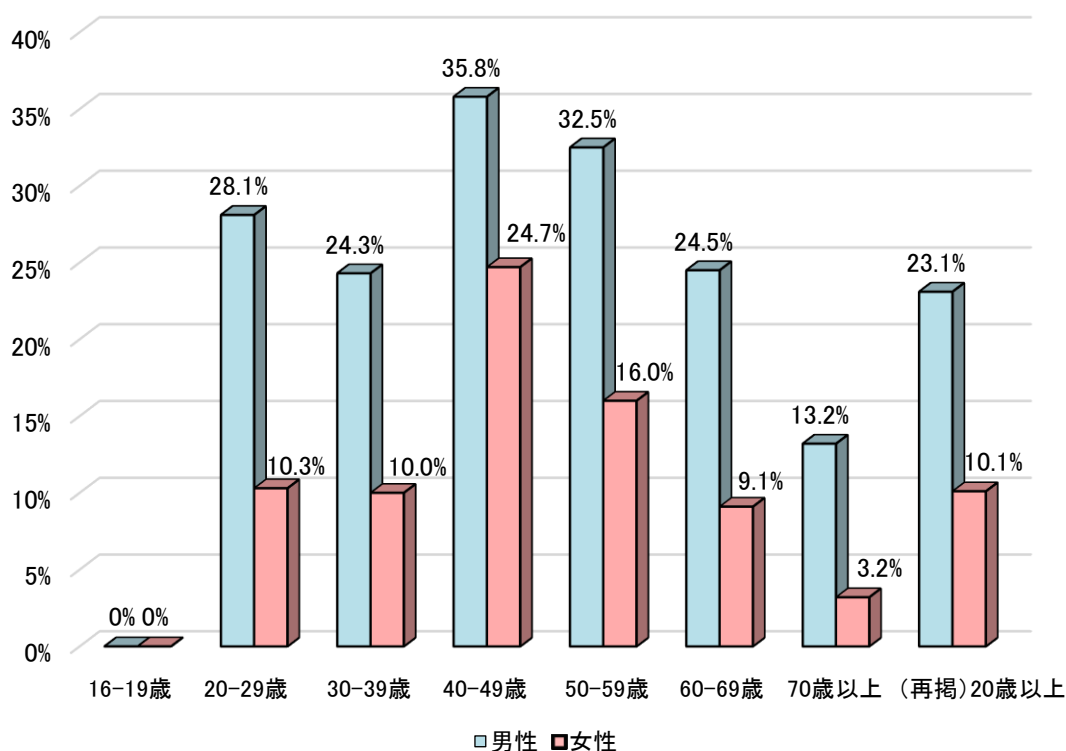
令和5年度青森市民意識調査による本市の性別・年齢別の喫煙状況では、20歳以上で習慣的にたばこを吸っている方は、男性は約4人に1人、女性は約10人に1人です。

男女ともに、働き盛り世代における喫煙率が高く、最も高い年代が40歳代であり、男性は35.8%、女性は24.7%となっています。

生活習慣病予防のためにも、若い世代から禁煙への支援を進める必要があります。

また、16歳～19歳では、男女とも喫煙率は0%となりましたが、小・中学校、高等学校等において、引き続き、依存性のあるたばこについて正しい知識の普及を図り、子どもたちに初めの1本を吸わせないための喫煙防止教育を推進することや、親世代に対して、子どもたちの喫煙を防止するための啓発を行う必要があります。

【図2】 青森市の性別・年齢別喫煙率



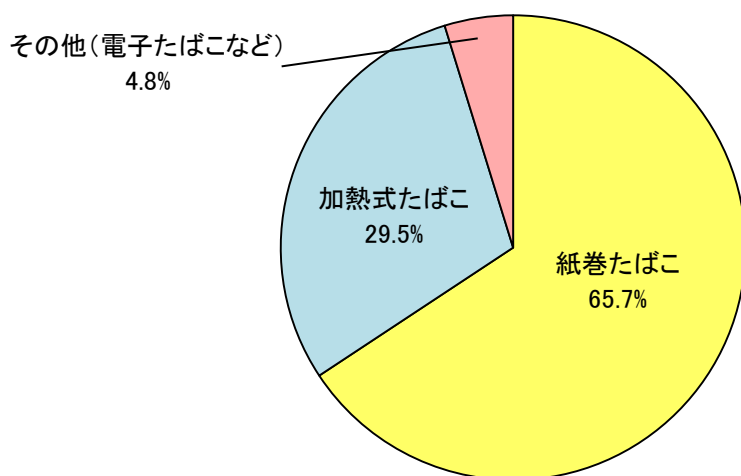
資料：令和5年度青森市民意識調査

◆喫煙しているたばこ製品の種類は「紙巻たばこ」65.7%、「加熱式たばこ」29.5%

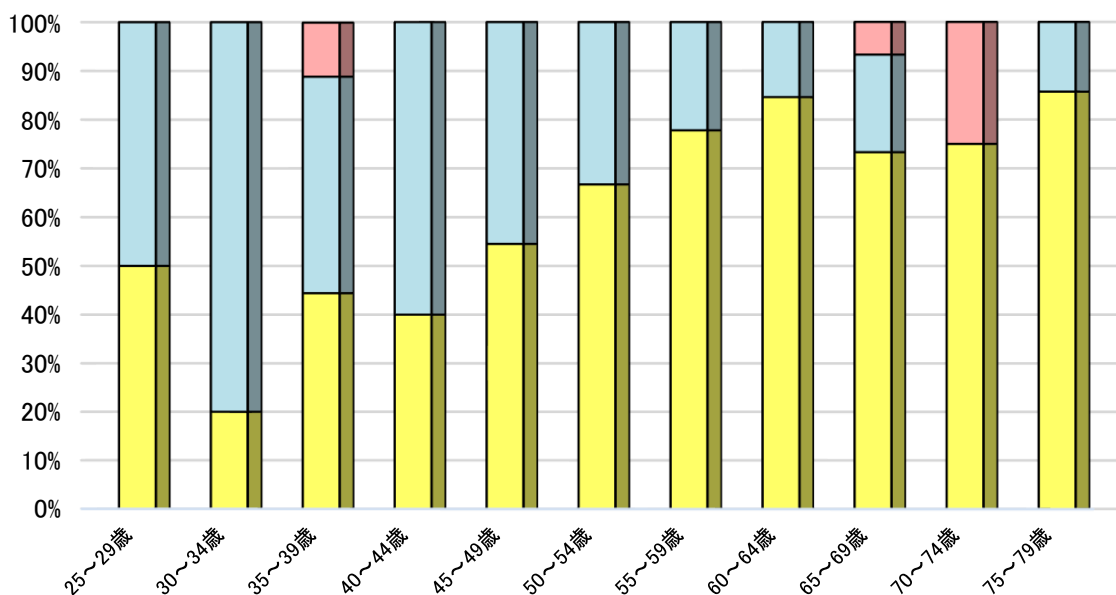
令和5年度青森市「生活習慣に関するアンケート調査」において、喫煙しているたばこ製品の種類は、「紙巻たばこ」が65.7%、次いで、「加熱式たばこ」が29.5%となっています。

年代別にみると、20歳代～40歳代で「加熱式たばこ」を喫煙している割合が高くなっています。「加熱式たばこ」については、喫煙者と受動喫煙者の健康に悪影響を及ぼす可能性が否定できないと考えられていることから、「紙巻たばこ」と同様、たばこに関する知識の普及・啓発、禁煙支援を行っていく必要があります。

【図3】喫煙しているたばこの種類（全体）



【図4】喫煙しているたばこの種類（年代別）



※「20～24歳」、「80歳」、「無回答」の割合は0%であったため削除している

■ 紙巻たばこ ■ 加熱式たばこ ■ その他(電子たばこなど)

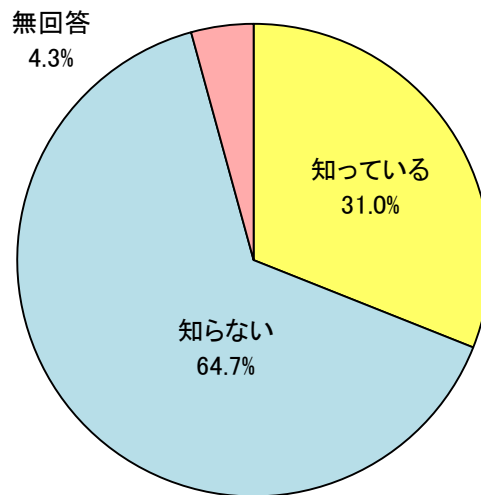
資料：令和5年度青森市「生活習慣に関するアンケート調査」（令和6年1月青森市保健所）

◆COPD（慢性閉塞性肺疾患）を知っている市民の割合は31.0%

令和5年度青森市「生活習慣に関するアンケート調査」において、COPD（慢性閉塞性肺疾患）を「知っている」と回答した市民の割合は31.0%、「知らない」と回答した市民の割合は64.7%となっています。

「知らない」と回答した市民の割合が高いことから、喫煙と関連の深いCOPD（慢性閉塞性肺疾患）について啓発し、認知を広める必要があります。

【図5】COPD（慢性閉塞性肺疾患）の認知度



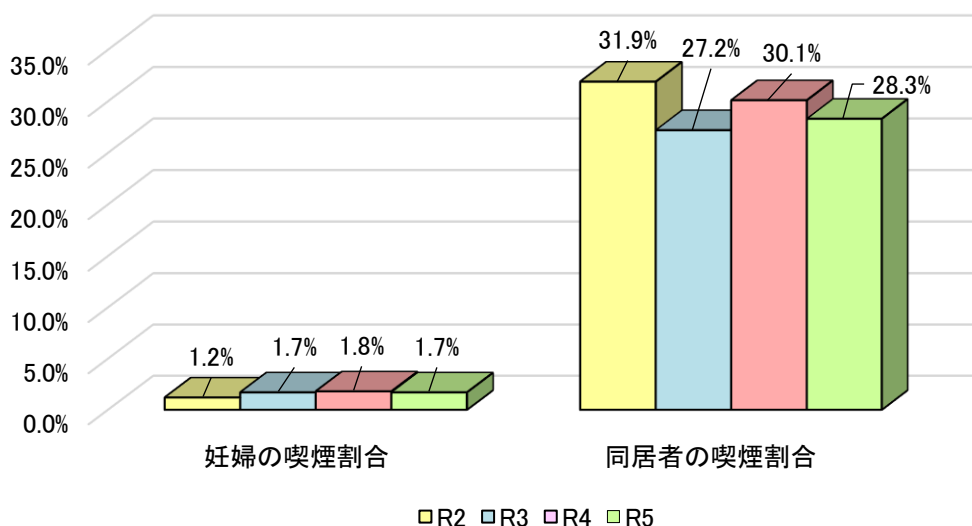
資料：令和5年度青森市「生活習慣に関するアンケート調査」（令和6年1月青森市保健所）

◆妊婦自身の喫煙は1.7%、妊婦の同居者で喫煙者がいる割合は28.3%

母子健康手帳交付窓口の保健指導において把握している妊婦自身の喫煙割合や妊婦の同居者の喫煙割合は、徐々に低下傾向にあり、令和5年度、喫煙習慣がある妊婦の割合は1.7%、また、妊婦の同居者で喫煙者がいる割合は28.3%となっています。

妊婦や胎児をたばこの健康被害から守るため、より一層、妊婦や同居家族に対する積極的な禁煙支援が必要です。

【図6】妊婦及び妊婦の同居者による喫煙割合

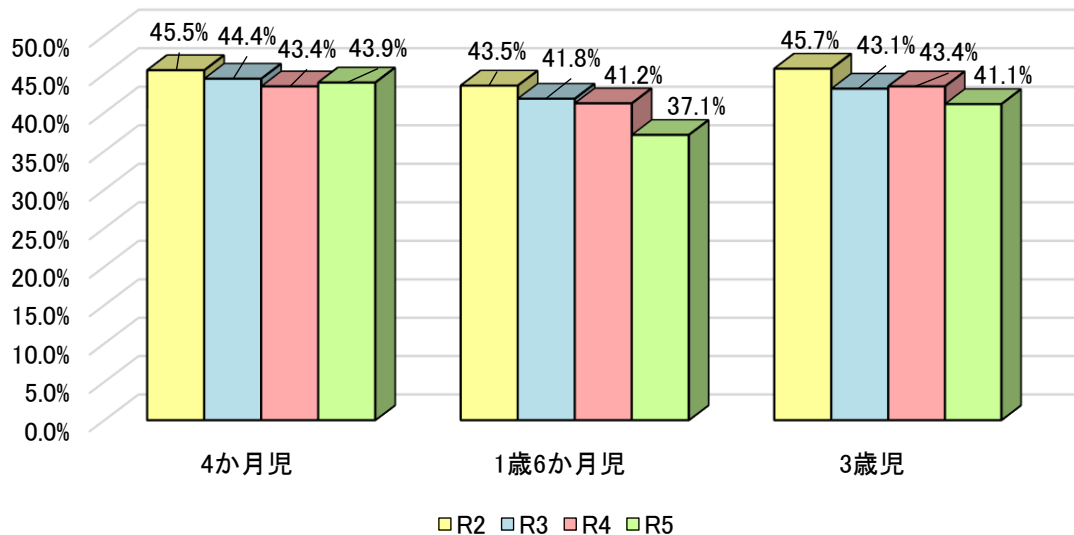


資料：母子健康手帳交付及び乳幼児健康診査時の調査

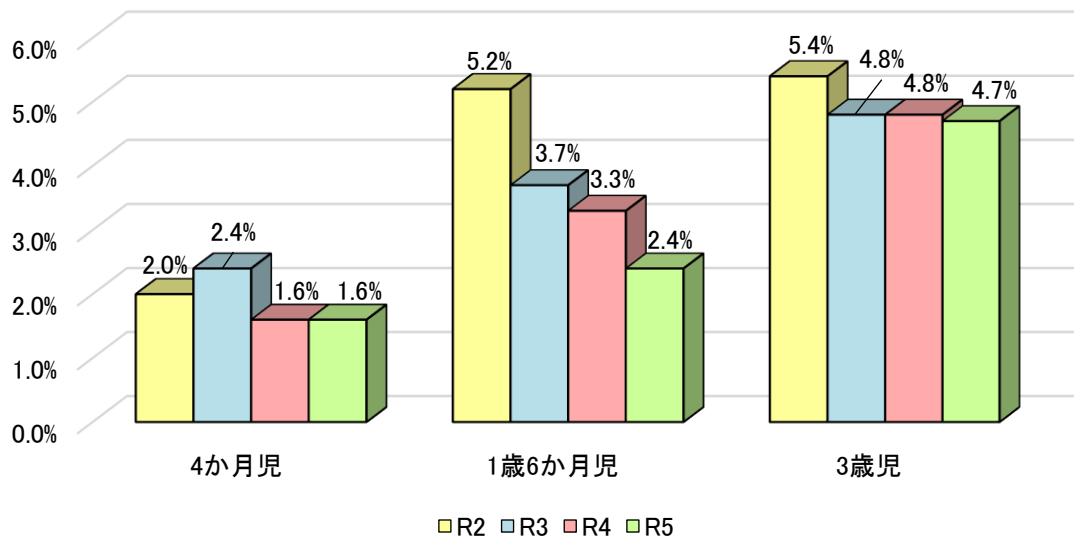
◆ 乳幼児のいる世帯で喫煙者がいる世帯は約4割

乳幼児のいる世帯の約4割に喫煙者がおり、乳児が1歳6か月、3歳と成長するにつれ、子どもの近くでも喫煙する割合が高くなっています。この割合は年々減少傾向にあるものの、引き続き、家庭の中から、子どもたちを受動喫煙の健康被害から守っていく必要があります。

【図7】 乳幼児のいる世帯で喫煙者がいる世帯の割合



【図8】 同居家族が乳幼児の近くで喫煙している割合



資料：母子健康手帳交付及び乳幼児健康診査時の調査

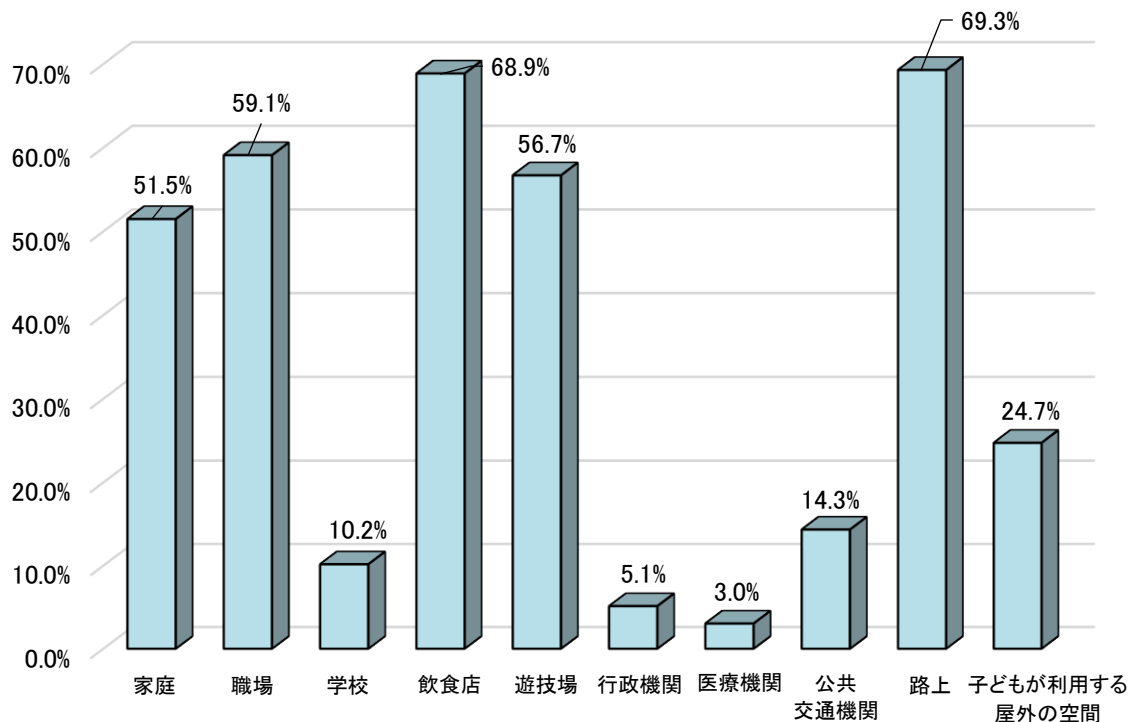
(3) 青森市における受動喫煙の状況

◆約7割が路上、飲食店で受動喫煙での害を感じている

令和5年度青森市「生活習慣に関するアンケート調査」において、受動喫煙にあったことがあると回答した市民の割合は61.9%でした。そのうち、受動喫煙にあった場所の割合※は、「路上」(69.3%)、次いで「飲食店」(68.9%)、「職場」(59.1%)、「遊技場」(56.7%)となっています。

引き続き、受動喫煙防止を呼びかける取組等を通じ、受動喫煙による健康影響や受動喫煙防止対策の必要性について周知・啓発することが必要です。

【図9】 青森市における受動喫煙の状況<複数回答可>

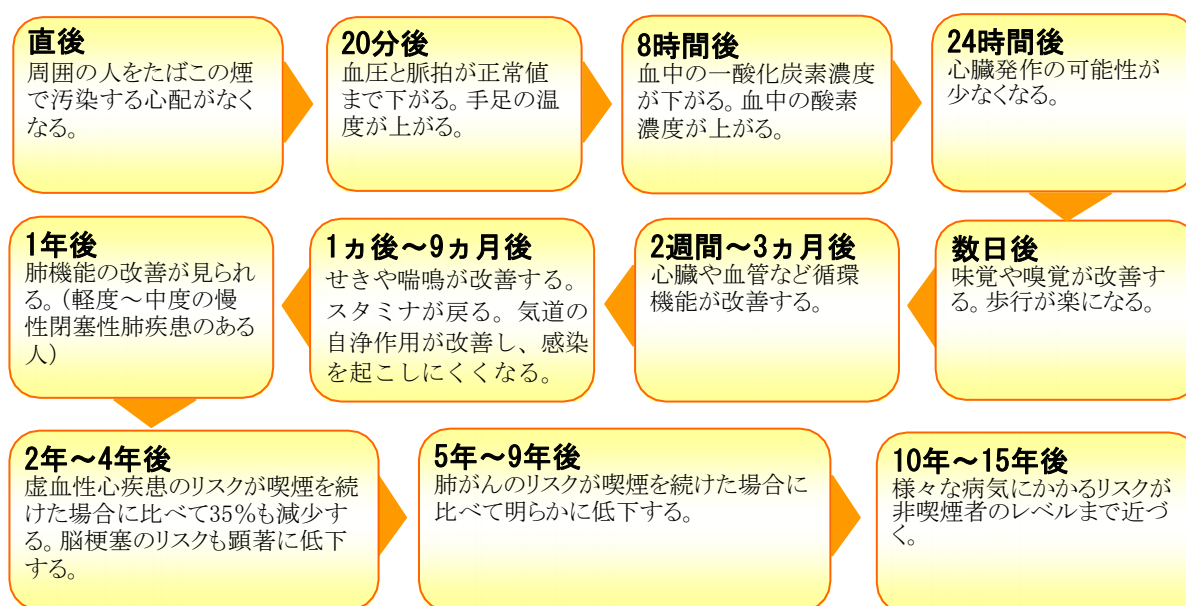


資料：令和5年度青森市「生活習慣に関するアンケート調査」（令和6年1月 青森市保健所）

※それぞれの場所について、受動喫煙にあった頻度が「ほぼ毎日」「週に数回程度」「週に1回程度」「月に1回程度」のいずれかに回答した割合の合計。なお、各場所の総数は「行かなかった」と回答したかた、無回答の人数を除いて、割合を算出しているため、各場所の分母となる総数は異なる。

(1) 禁煙による健康改善効果

禁煙すると、最後の喫煙から1時間もたたないうちに体は反応を始め、がんや循環器疾患、呼吸器疾患などの予防につながる健康改善効果が、さまざまな時間レベルで起こります。



出典：厚生労働省 生活習慣病予防のための健康情報サイトe-ヘルスネット

(2) 禁煙にチャレンジしましょう

禁煙方法には、「自分で頑張る」場合、医療機関や薬局に相談して禁煙補助薬を使う場合など、その人に合った方法があります。

たばこの煙に含まれるニコチンには、麻薬やアルコールと同じように依存性があります。このニコチンによる身体的依存や心理的依存の仕組みを理解し、賢く対処していくことが禁煙の成功の秘訣です。

禁煙相談の窓口を活用し、自分に合った方法で禁煙にチャレンジしましょう。

【市内の禁煙相談窓口】（22ページ参照）

- ・ 青森市保健所（健康づくり推進課）による禁煙支援
- ・ 健康保険適用による禁煙治療実施医療機関
- ・ 薬局による禁煙支援

第4章

周囲の人の健康に配慮し、受動喫煙を防止しましょう

たばこの煙は、ただちに健康へ影響を及ぼします。たばこが周囲の人にもたらす健康への影響について正しい知識を持ち、受動喫煙を生じさせないように配慮することが必要です。特に配慮が必要な子どもや妊産婦などを、地域全体でたばこの煙から守ることが大切です。

(1) 受動喫煙をなくするための取組はマナーからルールへ

◆健康増進法

望まない受動喫煙を防止するため、平成30年7月に健康増進法が一部改正され、多数の者が利用する施設の区分に応じ、受動喫煙対策を講じることが義務付けられました。

改正健康増進法では、決められた場所以外での喫煙はできないほか、喫煙が可能な場所であっても、喫煙をする際は望まない受動喫煙を生じさせないように周囲の状況に配慮しなければならないとされています。

また、多数の者が利用する施設を管理する者は、喫煙することができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせないように場所とするよう配慮することが求められています。

健康増進法(平成30年7月一部改正、令和2年4月全面施行)

【基本の考え方】

- ①「望まない受動喫煙」をなくしましょう。
- ②受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に配慮しましょう。
- ③施設の類型・場所ごとに対策を実施しましょう。

◆青森県受動喫煙防止条例

青森県においては、令和5年3月に「青森県受動喫煙防止条例」を施行し、受動喫煙を防ぐために県民や事業者が取り組むべきことを定め、県民の健康の保持増進を図ることとしています。

青森県受動喫煙防止条例（令和5年3月施行）

【基本理念】

- 受動喫煙による健康への影響について理解を深めましょう。
- 受動喫煙により健康を損なうおそれが高い未成年や妊産婦に特別に配慮しましょう。

(2)改正健康増進法に基づく受動喫煙対策

管理権原者等の主な責務

管理権原者等とは

施設における望まない受動喫煙を防ぐための取組について、方針の判断・決定を行う立場にある者（管理権原者）や、事実上の現場の管理を行っている者（管理者）をいいます。

ポイント1 喫煙器具・設備の撤去が必要です。

喫煙が禁止されている場所に、喫煙をするための器具や設備を設置することはできません。

ポイント2 喫煙室等の技術的基準の適合維持

喫煙室等を設置する場合は、たばこの煙の流出防止の技術的基準に適合するように維持しなければなりません。

ポイント3 喫煙者へ喫煙の中止を求めなくてはなりません。

喫煙が禁止されている場所において喫煙者がいた場合、喫煙の中止またはその場所からの退出を求めるよう努める必要があります。

ポイント4 標識の掲示が必要です。

施設の中に喫煙できる場所を設置する場合は、喫煙室及び施設の出入口に標識を掲示する必要があります。また、紛らわしい標識を掲示してはいけません。

ポイント5 20歳未満の人を立ち入らせてはいけません。

喫煙ができる場所に20歳未満の人を立ち入らせることはできません。また、喫煙ができる場所に20歳未満の人を従事させることもできません。

※喫煙できる店舗の場合、20歳未満のアルバイトを雇うことや、家族連れの場合であっても20歳未満の人が利用することは禁止されます。

- ➡ 違反した場合、立入検査による指導・助言、勧告、措置命令、公表、過料（最大20～50万円）の対象となる場合があります。

対象施設の類型・対応内容

改正健康増進法では、施設の類型に応じて必要な受動喫煙対策を実施することとされています。

第一種施設（令和元年7月1日から適用）

以下のような施設を第一種施設といい、**原則、敷地内禁煙**です。

◆ 行政機関の庁舎（政策や制度の企画立案業務が行われている施設）

市役所、保健所、消防署等



◆ 学校、病院、児童福祉施設（保育所等）その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設

病院、診療所、薬局等



学校、児童福祉施設（保育所等）



【対応内容】

- ・ 屋内に喫煙場所を設置することはできません。
- ・ 屋外に「特定屋外喫煙場所」を設置する場合は設置要件があります。

「特定屋外喫煙場所」の設置要件

- ☐ 第一種施設の敷地内の屋外の場所であること
- ☐ 施設の利用者が通常立ち入らない場所に設置すること※1。（例：建物の裏、屋上等）
※1 「通常立ち入らない場所」がない場合には、設置できません。
- ☐ 喫煙することができる場所が区画※2されていること
※2 喫煙場所と非喫煙場所を明確に区別すること。（例：パーテーション、線を引く等）
- ☐ 喫煙することができる場所である旨を記載した標識を掲示すること

- ▶ ただし、「青森県受動喫煙防止条例」により、**未成年者や妊産婦が利用する施設においては、特定屋外喫煙場所を定めないよう努める**こととなっています。

第二種施設

2名以上の者が同時に、又は入れ替わり利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設を第二種施設といい、飲食店、事務所、ホテル、娯楽施設等が該当し、**原則、屋内禁煙**となります。

なお、下記の要件をすべて満たす飲食店は、「既存特定飲食提供施設」に対する経過措置として店内での喫煙が可能です（喫煙可能室）。

既存特定飲食提供施設の要件

- ☐ 令和2年4月1日時点で、営業している店舗であること
- ☐ 資本金または出資の総額が5,000万円以下であること
- ☐ 客席面積が100平方メートル以下であること
- ※喫煙可能であること、20歳未満の者は立入禁止であることを示す標識を掲示する必要があります。
- ※喫煙可能室を設置していることについて、青森市内に所在地のある店舗は、青森市保健所へ届出を行う必要があります。

飲食店



娯楽施設等



【対応内容】

- ・屋内に喫煙室を設置する際は、「喫煙専用室」または「指定たばこ専用喫煙室」の要件を満たす必要があります。
- ・喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければなりません。
- ・喫煙室を示す標識、20歳未満の者は立入禁止であることを示す標識を掲示する必要があります。

➡「喫煙専用室」「指定たばこ専用喫煙室」の要件、標識は28～29ページ参照
「喫煙可能室」の要件、標識は30ページ参照

鉄道・船舶・バス・タクシー・飛行機について

対象 旅客鉄道（※1）、旅客船（※2）、バス、タクシー、旅客機

※1 鉄道事業法における鉄道事業者（旅客の運送を行うものに限る。）及び索道事業者（旅客の運送を行うものに限る。）並びに軌道法による軌道経営者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両または搬器

※2 海上運送法による船舶運航事業者（旅客の運送を行うものに限る。）が旅客の運送を行うためその事業の用に供する船舶（船舶法第1条に規定する日本船舶に限る。）

【対応内容（旅客鉄道、旅客船の場合）】

- ・屋内に喫煙室を設置する際は、「喫煙専用室」または「指定たばこ専用喫煙室」の要件を満たす必要があります。
- ・喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければなりません。
- ・喫煙室を示す標識、20歳未満の者は立入禁止であることを示す標識を掲示する必要があります。
- ・宿泊用の客室は規制の適用外となります。

➡「喫煙専用室」「指定たばこ専用喫煙室」の要件、標識は28～29ページ参照

船舶



鉄道



【対応内容（バス、タクシー、飛行機の場合）】

- ・車内（機内）禁煙となります。

バス



タクシー



飛行機



喫煙目的施設

たばこの対面販売を行う（たばこの販売許可を得ている）等の一定の要件を満たしたバー・スナック、たばこ販売店、公衆喫煙所

喫煙目的施設の対象

喫煙する場所を提供することを主たる目的とした①～③の要件のいずれかに該当する施設

①喫煙を主目的とするバー、スナック等（下記の要件を満たすこと）

☐ たばこの販売許可を得ており、たばこの対面販売（出張販売を含む。）をしていること

☐ 「通常主食と認められる食事（※）」を主として提供していないこと

※「米飯類、菓子パンを除くパン類、麺類」等のことをいい、出前による主食の注文、電子レンジの加熱等によるものは「主食の提供」には該当しません。

②店内で喫煙可能なたばこ販売店（下記の要件を満たすこと）

☐ たばこ（対面販売のみ）または喫煙器具の販売を行っていること

※販売は、陳列棚のうち、たばこまたは喫煙器具の占める割合が約5割以上となること

③公衆喫煙所（屋内の全部を専ら喫煙をする場所とする施設）

【対応内容】

- ・ 屋内に喫煙室を設置する際は、「喫煙目的室」の要件を満たす必要があります。
- ・ 喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければなりません。
- ・ 喫煙室を示す標識、20歳未満の者は立入禁止であることを示す標識を掲示する必要があります。

➡ 「喫煙目的室」の要件、標識は31ページ参照

規制の対象外となるもの

- ・ 住居やベランダ、入居施設の個室等、人の居住する場所
- ・ ホテルや旅館の客室、鉄道や船舶の宿泊用の客室

【推進のための各主体の役割】

市民、事業者、行政が一体となって、たばこの健康被害防止に取り組むことが大切です。

【市民】

- ◆ たばこの害を理解し、健康的な生活習慣を身につけます。
- ◆ 身近な家庭の中から、受動喫煙防止に取り組めます。
- ◆ 子どもの前では喫煙しないようにします。
- ◆ たばこを吸わない人への配慮など、喫煙ルールを守ります。

【団体・事業者】

- ◆ 受動喫煙防止対策の必要性を認識し、積極的に取り組みます。
- ◆ 労働者の健康を守るため、受動喫煙防止対策を推進し、快適な職場環境を形成します。
- ◆ 受動喫煙防止を呼びかける取組をともにを行い、市民の健康づくりに寄与します。



たばこの健康被害から
市民を守る！

【青森市】

- ◆ 喫煙・受動喫煙による健康被害に関し、わかりやすい情報を提供していきます。
- ◆ 健康増進法に基づき、事業者等からの相談に応じるとともに、受動喫煙に関する通報等に対して、現場に出向き、解決に向けた助言・指導を行います。
- ◆ 受動喫煙防止に取り組みやすい環境を推進します。
 - ・ 本ガイドラインに基づいた取組、受動喫煙防止を呼びかける取組
- ◆ 喫煙・受動喫煙の健康影響や禁煙について、ライフステージに応じた健康教育や保健指導を行います。
- ◆ 禁煙への支援を行います。
 - ・ 禁煙外来や薬局と連携し、効果的な禁煙指導やきめ細かな支援を行うとともに、喫煙者に対し禁煙への動機づけを行います。

【市民の役割】

- ◆たばこが本人並びに周囲の人の健康に影響を及ぼすことや禁煙の効果について、認識を深め、健康的な生活習慣を身につけます。
- ◆たばこをやめたい人は、禁煙に挑戦します。
- ◆周囲の人は、禁煙に挑戦している人を支えます。
- ◆家族、地域等、身近なところから受動喫煙防止に取り組みます。
- ◆たばこに興味をもたないよう、また、事故防止の観点からも、子どもの前では喫煙しないように努めます。
- ◆喫煙をすることができる場所であっても、喫煙をする際は、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮するなど、喫煙ルールを守ります。

マナーからルールへ！公共的な空間における喫煙ルールを守ろう！

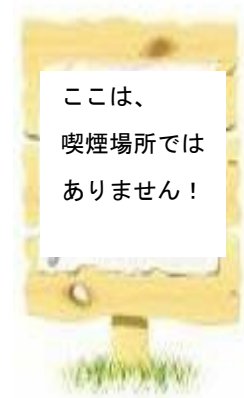
たばこの煙は、他の人の健康にも影響があるということを認識し、自分の煙の行方に十分な配慮をしなければなりません。

喫煙をすることができる場所であっても、公共的な空間における喫煙ルールを守ることが必要です。

- ・妊娠中の女性や子ども、病気の人の前では喫煙はしません。
- ・混雑した場所や閉め切った室内での喫煙はしません。
- ・屋外の多くの人を通る場所では喫煙はしません。
- ・禁煙、分煙をしている施設では、そのルールを守ります。
(指定喫煙場所以外での喫煙はしません。)
- ・歩きながら、自転車等に乗りがらの喫煙はしません。
- ・置きたばこはしません。
- ・たばこのポイ捨て（車からのポイ捨ても含む）はしません。

※屋外でも人の集まる公園などでは、喫煙ルールを呼びかける看板を設置しています。また、バス停など人の集まる場所でも、公共的な空間における喫煙ルールを守りましょう。

※ベランダなどプライベート空間であっても、周囲に望まない受動喫煙が生じないように配慮しましょう。



【団体・事業者の役割】

- ◆受動喫煙の健康影響について正しく理解し、健康増進法に基づいた受動喫煙防止対策を実施します。
- ◆事業者として、施設利用者の健康を守るため、また、職場では働く人々の健康を守るため、快適な職場環境の形成を図り「受動喫煙のない職場環境の実現」を目指します。
- ◆病院、診療所、歯科医院、薬局では、喫煙・受動喫煙の健康影響について正しい知識の普及を図るとともに、禁煙についての指導や教育を推進し、たばこをやめたい人への禁煙支援を行います。
- ◆事業者が活用できる国の受動喫煙防止に関する支援制度について情報収集を行い、必要に応じ活用しながら受動喫煙防止対策に取り組みます。

職場で働く方々を受動喫煙から守るための支援のご紹介（令和7年3月現在）

① 受動喫煙防止対策助成金制度

既存特定飲食提供施設において職場での受動喫煙防止対策を行うにあたり、費用の一部を支援するものです。

※工事の着工前に「受動喫煙防止対策助成金交付申請書」を所轄都道府県労働局長に提出し、あらかじめ交付決定を受ける必要があります。

＜お問い合わせ先＞

■ 青森労働局 労働基準部 健康安全課

〒030-8558 青森市新町 2-4-25 青森合同庁舎 Tel017-734-4113

詳しい情報は、二次元コードまたは厚生労働省ホームページをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html>



② 受動喫煙防止対策に係る相談支援業務

職場の受動喫煙防止対策に取り組む事業者の方を支援するため、労働衛生コンサルタント等の専門家が、現在の喫煙状況、事業の内容、建物の構造といった職場環境に応じた適切な対策が実施できるよう、個別に相談・助言を行っています。また、受動喫煙防止対策助成金の申請書類の記載方法等についても相談に応じます。費用はいずれも無料です。

【相談の例】○今後、受動喫煙防止対策を円滑に進めるための計画の立て方、実行していくためのポイントを教えてほしい。

○飲食店を営んでいるが、有効な受動喫煙防止対策として、設備面を含めて何ができるか相談したい。

詳しい情報は、二次元コードまたは厚生労働省ホームページをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049989.html>



【行政の役割】

- ◆喫煙・受動喫煙による健康被害に関し、わかりやすい情報を提供します。
- ◆健康増進法に基づき、事業者等からの相談に応じるとともに、受動喫煙に関する通報等について、現場に出向き、解決に向けた助言・指導を行います。
- ◆管理権原者等の義務違反があった場合、立入検査を実施します。

健康増進法に基づく立入検査（法第38条）

受動喫煙に関する通報等があった場合には、その内容に応じて、健康増進法に基づく立入検査を行います。立入検査への対応は、管理権原者等の義務です。

立入検査とは次の内容を指します。

- ・受動喫煙を防止するための措置の実施状況に関し報告を求めること。
- ・職員が施設等に立ち入り、受動喫煙を防止するための措置の実施状況や帳簿等を検査すること。
- ・関係者に質問すること。



- ◆受動喫煙防止に取り組みやすい環境を推進します。
 - ・市民、関係機関や関係団体、事業者に対し「青森市たばこの健康被害防止対策ガイドライン」に基づいた取組を推奨していきます。
 - ・受動喫煙防止に関する国の支援制度に関する周知を図ります。
 - ・受動喫煙防止を呼びかける取組に関するイニシアチブ（世界禁煙デー等における統一メッセージの呼びかけ等）をとり、市民・事業者とともに取り組みます。

受動喫煙防止を呼びかける取組

「青森市イエローグリーンキャンペーン」について

世界禁煙デー、禁煙週間等において、受動喫煙防止のシンボルカラーであるイエローグリーン色を用いた取組が全国各地で展開されています。本市においても、この取組の趣旨に賛同し、県や団体・事業者と連携した公共施設のライトアップや街頭キャンペーンなどを通じ、受動喫煙防止の啓発活動を行っています。

イエローグリーンライトアップ（市庁舎）



街頭キャンペーン



◆たばこの健康被害防止に向け、喫煙・受動喫煙の健康影響や禁煙の方法について、ライフステージに応じた健康教育、保健指導を行います。

- ・妊婦及び同居者には、喫煙が妊娠や子どもに及ぼす害について、正しい知識を提供し、禁煙への指導を行います。
- ・保護者には、子どもへの受動喫煙の害について、正しい知識の普及を図り、たばこの煙から保護者自身の健康と子どもの健康を守るため、禁煙・受動喫煙防止の保健指導を行います。
- ・小、中学生には、学校教育の一環として「最初の1本を吸わせない」教育を推進するとともに、保健所における思春期健康教室等と連携した健康教育を実施します。
- ・高校生、大学生には、喫煙・受動喫煙の健康影響について正しい知識の普及を図り、自分の健康は自分で守る健康教育を行います。
- ・成人期には、生活習慣病予防対策の一環として、禁煙支援を行うとともに、他人の健康にも配慮した受動喫煙防止について普及・啓発を図ります。

◆禁煙への支援を行います。

- ・禁煙に関する正しい知識の提供と普及啓発を図ります。
- ・禁煙に関する相談、健康教育、指導を実施します。
- ・禁煙支援機関（病院、診療所、薬局）と連携し、効果的な禁煙指導やきめ細やかな支援を行います。

禁煙相談窓口について

【青森市保健所（健康づくり推進課 ☎ 017-718-2912）】

○ 個別禁煙相談

- ◆ 対 象：禁煙に関心のある方やその家族の方
- ◆ 相談内容：保健師による個別相談、呼気一酸化炭素濃度測定、禁煙治療や禁煙補助薬についての相談
- ◆ 相談方法：面接、電話等

○ 出張禁煙相談

- ◆ 対 象：青森市内に事業所のある企業・事業者
- ◆ 内 容：保健師による個別相談、健康教育

【健康保険適用による禁煙治療実施医療機関】

禁煙を希望しており、ニコチン依存症と診断された方は、健康保険適用の治療対象となります。禁煙治療を健康保険で受けるには一定の要件があり、1回目の診察で医師が確認します。要件を満たさない場合でも、自由診療で禁煙治療を受けることができます。加熱式たばこも治療の対象です。

※県内の禁煙治療実施医療機関

詳しくは二次元コードまたは県ホームページ参照



【薬局】

具体的な禁煙方法を、薬剤師に相談できます。禁煙補助薬には、処方箋によるものと、一般用医薬品がありますので、通院が難しい方でもご利用できます。



付 属 資 料

受動喫煙防止に関する経過

【国際社会の動向】

○たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（FCTC）

平成15年5月21日 世界保健総会において採択

平成17年2月27日 効力発生

世界保健機関（WHO）は、たばこの消費が健康に及ぼす悪影響から現在及び将来の世代を保護することを目的とし、受動喫煙防止を始めとした、たばこの規制に関して定めた「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」を策定し、平成17年2月に発効しました。

日本も、平成16年3月に署名、同年6月に国際連合事務総長に対し受諾書を寄託し、平成17年2月の発効時から参加しています。

第8条 たばこの煙にさらされることからの保護

- 1 締約国は、たばこの煙にさらされることが死亡、疾病及び障害を引き起こすことが科学的証拠により明白に証明されていることを認識する。
- 2 締約国は、屋内の職場、公共の輸送機関、屋内の公共の場所及び適当な場合には他の公共の場所におけるたばこの煙にさらされることからの保護を定める効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を国内法によって決定された既存の国の権限の範囲内で採択し及び実行し、並びに権限のある他の当局による当該措置の採択及び実施を積極的に促進する。

【国における法令・通知、動向】

○平成15年5月1日 健康増進法 施行 [抜粋]

受動喫煙の防止

第25条

学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又は、これに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

○平成22年2月25日 厚生労働省健康局長通知

「受動喫煙防止対策について」 [抜粋]

3. 今後の受動喫煙防止対策の基本的方向性

今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間においては、原則として全面禁煙であるべきである。一方で、全面禁煙が極めて困難な場合等においては、当面、施設の態様や利用者のニーズに応じた適切な受動喫煙防止対策を進めることとする。

また、特に、屋外であっても子どもの利用が想定される公共的な空間では、受動喫煙防止のための配慮が必要である。

4. 受動喫煙防止措置の具体的方法

(1) 施設・区域における受動喫煙防止対策

全面禁煙は、受動喫煙防止対策として極めて有効であると考えられているため、受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである。全面禁煙を行っている場所では、その旨を表示し周知を図るとともに、来客者等にも理解と協力を求める等の対応をとる必要がある。

また、少なくとも官公庁や医療施設においては、全面禁煙とすることが望ましい。

(2) 全面禁煙が極めて困難である施設・区域における受動喫煙防止対策

全面禁煙が極めて困難である場合には、施設管理者に対して、当面の間、喫煙可能区域を設定する等の受動喫煙防止対策を求めることとし、将来的には全面禁煙を目指すことを求める。

○平成24年10月29日 厚生労働省健康局通知

「受動喫煙防止対策の徹底について」

平成22年6月に閣議決定された「新成長戦略」では「受動喫煙の無い職場の実現」が目標として設定され、また、平成24年6月に閣議決定された「がん対策推進基本計画」や平成25年度から開始される「健康日本21（第二次）」では、受動喫煙に関する数値目標が盛り込まれるなど、これまで以上の受動喫煙防止対策の徹底が求められていることを踏まえ、平成22年健康局長通知において示した受動喫煙防止対策の徹底について、改めて、配慮を求めました。

◆平成30年7月25日 健康増進法の一部を改正する法律 公布

(平成30年法律第78号)

○平成30年7月25日 厚生労働省健康局長通知

「健康増進法の一部を改正する法律の公布について」

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設の一定の場所を除き、喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定めました。 ➡26ページ参照

○平成31年1月22日 厚生労働省健康局長通知

「『健康増進法の一部を改正する法律』の一部の規定の施行について」

国及び地方公共団体の責務等にかかる規定が平成31年1月24日から施行されるにあたり、これらの規定にかかる留意点を提示しました。

◆平成31年1月24日 健康増進法の一部を改正する法律 一部施行

(国及び地方公共団体の責務、喫煙をする際の周囲への配慮義務)

○平成31年2月22日 厚生労働省健康局長通知

「『健康増進法の一部を改正する法律』の施行について」

改正法の施行に関し、関係政省令・告示がなされ、それらの主な内容及び施行にかかる留意点を提示しました。

[関係省令・告示]

- ・健康増進法施行令の一部を改正する政令（平成31年政令第27号）
- ・健康増進法施行令及び消費者庁組織令の一部を改正する政令（平成31年政令第28号）
- ・健康増進法施行規則等の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第17号）
- ・健康増進法の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が指定するたばこ（平成31年厚生労働省告示第39号。）

◆令和元年7月1日 健康増進法の一部を改正する法律 一部施行

（第一種施設の敷地内禁煙）

◆令和2年4月1日 健康増進法の一部を改正する法律 全面施行

健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）概要

健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）概要

改正の趣旨

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める。

【基本的考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

【基本的考え方 第2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

【基本的考え方 第3】施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

改正の概要

1. 国及び地方公共団体の責務等

- 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。
- 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。
- 国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。

2. 多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等

- 多数の者が利用する施設等の類型に応じ、その利用者に対して、一定の場所以外の場所における喫煙を禁止する。
- 都道府県知事（保健所設置市区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）は、(1)に違反している者に対して、喫煙の中止等を命ずることができる。

【原則屋内禁煙と喫煙場所を設ける場合のルール】

		経過措置	
A 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関 旅客運送事業自動車・航空機	禁煙 (敷地内禁煙(※1))	当分の間の措置	
	原則屋内禁煙 (喫煙専用室(喫煙のみ)内 でのみ喫煙可)	【加熱式たばこ(※2)】 原則屋内禁煙 (喫煙室(飲食等も可)内 でのみ喫煙可)	別に法律で定める日までの間の措置 既存特定飲食提供施設 (個人又は中小企業(資本金又は出資の総額 5000万円以下(※3)) かつ 客席面積100㎡以下の飲食店) 標識の掲示により喫煙可
B 上記以外の多数の者が利用する施設、 旅客運送事業船舶・鉄道			
飲食店			

※1 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

※2 たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するもの。

※3 一の大規模会社が発行済株式の総数の二分之一以上を有する会社である場合などを除く。

注：喫煙をすることができる場所については、施設等の管理権原者による標識の掲示が必要。

注：公衆喫煙所、たばこ販売店、たばこの対面販売（出張販売によるものを含む。）をしていることなどの一定の条件を満たしたバーやスナック等といった喫煙を主目的とする施設について、法律上の類型を設ける。

- 旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は、(1)の適用除外とする。

- 喫煙をすることができる室には20歳未満の者を立ち入らせてはならないものとする。

- 屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならないものとする。

3. 施設等の管理権原者等の責務等

- 施設等の管理権原者等は、喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備（灰皿等）を設置してはならないものとする。
- 都道府県知事は、施設等の管理権原者等が(1)に違反しているときは、勧告、命令等を行うことができる。

4. その他

- 改正後の健康増進法の規定に違反した者について、所要の罰則規定を設ける。
- この法律の施行の際現に業務に従事する者を使用する者は、当該業務従事者の望まない受動喫煙を防止するため、適切な措置をとるよう努めるものとする。
- 法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

施行期日

2020年4月1日（ただし、1及び2(5)については2019年1月24日、2.A二重線部の施設に関する規定については2019年7月1日）

第二種施設における喫煙室

喫煙室の技術的基準

- A 出入口において喫煙室の外側から内側に流入する空気の気流が0.2m/秒以上
 - B たばこの煙が喫煙室の内側から外側に流出しないように壁・天井等によって区画
 - C たばこの煙が施設の屋外に排気
- ※施設の複数階の場合は、壁・天井等で区画した上で、喫煙者と禁煙階を分ける取扱い（フロア分煙）も可能。

*喫煙室の技術的基準



技術的基準の経過措置

2020年（令和2年）4月1日時点の既存建築物等であって、建築物の構造上新たにダクトを通すことが困難な場合、ダクト工事に要する費用が多額にのぼる場合、ダクト工事を行うことについて建築物等の所有者の了解が得られない場合等の、施設の管理権原者の責めに帰することができない理由によって、一般的基準が満たせない場合は、技術的基準に関する経過措置を適用することができます。技術的基準に関する経過措置は、たばこの煙を十分に浄化し室外に排気するために必要な措置を講ずることにより、一般的基準に適合した措置を講じた場合と同程度にたばこの煙の流出の防止ができることが必要です。

なお、技術的基準の経過措置はたばこの煙の浄化という観点から必要となる要件についてのものであり、喫煙専用室等の出入口の開口面で0.2m毎秒以上の風速を確保する要件や壁や天井等による区画の要件を緩和するものではありません。

よって、技術的基準の経過措置を適用する場合でも、出入口の開口面における風速0.2m毎秒以上の確保及び壁、天井等による区画が必要です。また、当該ブースから室外に排気された気体について、換気扇等から効率的に排気できる工夫を講じてください。

具体的には、次のア、イの要件を満たす機能を有した脱煙機能付き喫煙ブースを設置し、当該喫煙ブースから排出された気体が室外（第二種施設等の屋内又は内部の場所に限る。）に排気されるものであることをいいます。

- ア 総揮発性有機化合物の除去率が95%以上であること
- イ 当該装置により浄化され、室外に排気される空気における浮遊粉じんの量が0.015mg/m³以下であること

喫煙専用室等において、室外が施設等の屋外・外部の場合

喫煙室のたばこの煙の流出防止に係る技術的基準の適用はありませんが、望まない受動喫煙を防ぐため、喫煙室内と室外を扉等で隔てる措置が望ましいです。

①喫煙専用室

◆要件

- ☐ 第二種施設（15ページ参照）及び旅客鉄道・旅客船（16ページ参照）であること
- ☐ 喫煙専用室内での飲食等は不可
- ☐ 喫煙室の技術的基準を満たしていること
- ☐ 屋内の一部に設置可
- ☐ 喫煙専用室の出入口に標識（喫煙ができる場所であること、20歳未満の者の立入禁止）の掲示
- ☐ 施設の出入口に標識（喫煙専用室が設置されていること）の掲示

◆喫煙可能であるたばこの種類

たばこ全般（紙巻たばこ、葉巻、パイプ、加熱式たばこ 等）

◆留意事項

- ・ 20歳未満の者の立入禁止（従業員を含む。）
- ・ 喫煙専用室廃止時における標識（出入口等に掲示）の除去

◆標識の掲示

1 喫煙専用室標識	2 喫煙専用室設置施設等標識
喫煙専用室出入口の見やすい箇所に掲示	第二種施設の主たる出入口の見やすい箇所に掲示
 喫煙専用室 Designated smoking room 20歳未満の方は立ち入れません。 【喫煙】には、加熱式たばこも喫煙することが含まれます。	 喫煙専用室あり Designated smoking room available 【喫煙】には、加熱式たばこも喫煙することが含まれます。
・ 当該場所が専ら喫煙をすることができる場所である旨 ・ 当該場所への20歳未満の者の立入が禁止されている旨	・ 喫煙専用室が設置されている旨

②指定たばこ専用喫煙室

◆要件

- ☐ 第二種施設（15ページ参照）及び旅客鉄道・旅客船（16ページ参照）であること
- ☐ 加熱式たばこに限り、喫煙しながら飲食等が可能
- ☐ 喫煙室の技術的基準を満たしていること
- ☐ 屋内の一部に設置可
- ☐ 指定たばこ専用喫煙室の出入口に標識（指定たばこの喫煙ができる場所であること、20歳未満の者の立入禁止）の掲示
- ☐ 施設の出入口に標識（指定たばこ専用喫煙室が設置されていること）の掲示

◆喫煙可能であるたばこの種類

加熱式たばこ（紙巻たばこ等の他のたばこは禁止）

◆留意事項

- ・ 20歳未満の者の立入禁止（従業員を含む。）
- ・ 営業に関する広告・宣伝の際の「指定たばこ専用喫煙室」設置の明記
- ・ 指定たばこ専用喫煙室廃止時における標識（出入口等に掲示）の除去

◆標識の掲示

1 指定たばこ専用喫煙室標識	2 指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識
喫煙専用室出入口の見やすい箇所に掲示	第二種施設の主たる出入口の見やすい箇所に掲示
 加熱式たばこ専用喫煙室 Designated heated tobacco smoking room 20歳未満の方は立ち入りません。	 加熱式たばこ専用喫煙室あり Designated heated tobacco smoking room available
・ 当該場所が加熱式たばこの喫煙をすることができる場所である旨 ・ 当該場所への20歳未満の者の立入が禁止されている旨	・ 指定たばこ専用喫煙室が設置されている旨

③喫煙可能室

◆要件

- ☐ 要件（15ページ参照）を満たす「既存特定飲食提供施設」では、経過措置として、設置することが可能
- ☐ 喫煙室の技術的基準を満たしていること
- ☐ 喫煙可能室の出入口に標識（喫煙ができる場所であること、20歳未満の者の立入禁止）の掲示
- ☐ 施設の出入口に標識（喫煙可能室が設置されていること）の掲示

◆喫煙可能であるたばこの種類

たばこ全般（紙巻たばこ、葉巻、パイプ、加熱式たばこ 等）

◆留意事項

- ・ 20歳未満の者の立入禁止（従業員を含む。）
 - ・ 営業に関する広告・宣伝の際の「喫煙可能室」設置の明記
 - ・ 喫煙可能室廃止時における標識（出入口等に掲示）の除去
- ※喫煙可能室を廃止する場合は、青森市保健所へ届出を行う必要があります。

◆標識の掲示

屋内の一部に喫煙可能室を設置する場合		屋内の全部を喫煙可能とする場合
1 喫煙可能室標識	2 喫煙可能室設置施設等標識	3 喫煙可能店標識
喫煙可能室出入口の見やすい箇所に掲示	第二種施設の主たる出入口の見やすい箇所に掲示	第二種施設の主たる出入口の見やすい箇所に掲示
		
・ 当該場所が喫煙を目的とする場所である旨 ・ 当該場所への20歳未満の者の立入が禁止されている旨	・ 喫煙可能室が設置されている旨	・ 当該場所が喫煙を目的とする場所である旨 ・ 当該場所への20歳未満の者の立入が禁止されている旨

④喫煙目的室

◆要件

- ☐ 要件（17ページ参照）を満たす「喫煙目的施設」で設置することが可能
- ☐ 喫煙目的室では飲食等、喫煙以外のことも可能
- ☐ 喫煙室の技術的基準を満たしていること
- ☐ 屋内の一部または全部に設置可
- ☐ 喫煙目的室の出入口に標識（喫煙ができる場所であること、20歳未満の者の立入禁止）の掲示
- ☐ 施設の出入口に標識（喫煙目的室であること）の掲示

◆喫煙可能であるたばこの種類

たばこ全般（紙巻たばこ、葉巻、パイプ、加熱式たばこ 等）

◆留意事項

- ・ 20歳未満の者の立入禁止（従業員を含む。）
- ・ 営業に関する広告・宣伝の際の「喫煙目的室」設置の明記
- ・ 喫煙目的室廃止時における標識（出入口等に掲示）の除去

◆標識の掲示

屋内の一部に設置する場合		屋内の全部を喫煙可能とする場合
1 喫煙目的室標識	2 喫煙目的室設置施設等標識	3 喫煙目的室（店）標識 ※公衆喫煙所の場合は、公衆喫煙所標識を掲示
喫煙目的室出入口の見やすい箇所に掲示	喫煙目的施設の主たる出入口の見やすい箇所に掲示	喫煙目的施設の主たる出入口の見やすい箇所に掲示
 	 	 
・ 当該場所が喫煙を目的とする場所である旨 ・ 当該場所への20歳未満の者の立入が禁止されている旨	・ 喫煙目的室が設置されている旨	・ 当該場所が喫煙を目的とする場所である旨 ・ 当該場所への20歳未満の者の立入が禁止されている旨

受動喫煙対策に関するホームページ

- 厚生労働省 受動喫煙対策特設ページ

<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>



- 厚生労働省 受動喫煙対策のページ（国の通知文やQ&Aなど）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>



- 厚生労働省 職場における受動喫煙対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukiyun/anzen/kitsuen/index.html



青森県受動喫煙防止条例 概要

青森県受動喫煙防止条例が施行されています

この条例は、受動喫煙を防ぐために県民や事業者の皆さんが取り組むべきことを定め、県民の皆さんの健康の保持増進につなげることを目的として令和5年3月に制定したものです。県全体で力を合わせて、受動喫煙のない青森県を目指しましょう。



基本理念

- 受動喫煙による健康への影響について理解を深めましょう。
- 受動喫煙により健康を損なうおそれが高い未成年者や妊産婦に特別に配慮しましょう。

県民の皆さんや事業者の皆さんが取り組むこと

- 受動喫煙の防止の必要性についての理解を深めるよう努めましょう。

学校・保育所・病院などの施設が取り組むこと

- 未成年者や妊産婦が利用する次の施設は、喫煙場所(※)を定めないうよう努めましょう。
 - ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校
 - ・保育所、認定こども園、児童福祉施設等
 - ・病院、診療所、助産所

※「特定屋外喫煙場所」のこと

→ 法律で原則、敷地内禁煙とされている学校、病院、児童福祉施設等、行政機関などにおいて、一定の要件を満たした場合に設置できる屋外の喫煙場所。

喫煙は・・・
肺がんをはじめとする種々のがんのリスク因子となるほか、循環器疾患、糖尿病などと関連があります。
受動喫煙は・・・
肺がん、虚血性心疾患、小児喘息、乳幼児突然死症候群の増加に影響があるとされています。

なくそう！ 受動喫煙！ ～だれもが快適に過ごせる青森県へ～

青森県 健康福祉部 がん・生活習慣病対策課
TEL 017-734-9216

詳しくは青森県庁ホームページ

受動喫煙防止条例





「青森市たばこの健康被害防止対策ガイドライン」

発行日 令和7年3月
平成25年12月作成
令和7年3月改訂

発行者 青森市保健部
青森市保健所 健康づくり推進課
〒030 - 0962 青森市佃2丁目19 - 13
TEL 017 - 718 - 2912
FAX 017 - 743 - 6276